

No. 36 蟹江町

担当部課名		TEL	直通・内線	FAX
産業建設部 環境課		0567-95-1111	内線 151	0567-95-9188
住所	〒497-8601 海部郡蟹江町学戸3-1		担当者氏名	鈴木 瑛斗
URL	https://www.town.kanie.aichi.jp	E-mail	kankyo@town.kanie.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	対象地域	特例地	人槽区分	対象地域	特例地
5人槽	289,000	111,000	11~20人槽	補助しない	補助しない
6~7人槽	359,000	138,000	21~30人槽	補助しない	補助しない
8~10人槽	476,000	183,000	31~50人槽	補助しない	補助しない
			51人槽以上	補助しない	補助しない

※特例地：下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画の認可を受けた予定処理区域内において下水道の供用が開始されていない土地をいう

- ・建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は転換のみ対象となる
- ・浄化槽のみ新設の場合は対象とならない

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11~20人槽	21~30人槽	31~50人槽	51人槽以上	合計
7	2	1					10

前年度実績基数（12基）

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く区域
 - ①下水道法第4条第1項の規定により定めた事業計画区域
 - ②コミュニティ・プラントの汚水処理区域

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①既存のみなし浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする者
- ②浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用されるもの
- ③10人槽以下の浄化槽

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②建物等を借りている者で貸主の承諾が得られない者
- ③自ら居住を目的とする住宅以外の住宅に浄化槽を設置する者
- ④11人槽以上の浄化槽を設置しようとする者
- ⑤床面積の2分の1以上を居住の用に供していない建物に浄化槽を設置しようとする者
- ⑥町税等に滞納がある者（世帯員及び同居人を含む）

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し及び浄化槽調書の写し
- ②配置図及び排水経路図
- ③配置場所の案内図
- ④既存のみなし浄化槽又はくみ取り便槽の写真及び位置図（撤去を含む工事のみ）
- ⑤浄化槽設置工事見積書の写し（みなし浄化槽又はくみ取り便槽を撤去処分する場合にあっては撤去費を含む）
- ⑥建物等を借りている者は、貸主の承諾書
- ⑦工事請負契約書の写し
- ⑧既存浄化槽等からの転換であることを証する書類
 - ・既存単独処理浄化槽からの転換の場合
法定検査結果書の写し、保守点検記録の写し、清掃実施記録の写し、現況写真のいずれか
 - ・既存くみ取り便槽からの転換の場合
清掃実施記録の写し、現況写真のいずれか

⑨その他町長が必要と認める書類

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

- ・提出期限：事業完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い期日
- ①浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ②浄化槽法定検査依頼書（手数料領収印のあるもの）の原本
- ③浄化槽法定検査契約書の写し
- ④浄化槽使用開始報告書の写し（町長が適当と認めたときは、浄化槽工事完了報告書の写し）
- ⑤浄化槽工事費の領収書（補助対象経費の内訳が表示されたもの）の写し
- ⑥浄化槽設置工事の施工写真
- ⑦既存浄化槽等撤去工事の写真
- ⑧浄化槽設備士が確認した設置チェックリスト
- ⑨補助対象者が浄化槽を設置した住居に居住していることを示す住民票の写し（発行後3ヶ月以内のものに限る）
- ⑩みなし浄化槽を撤去した場合にあっては、浄化槽使用廃止届出書の写し
- ⑪既存便槽を撤去した場合にあっては、最終清掃実施記録の写し
- ⑫その他町長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

- ①みなし浄化槽又は汲み取り便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
- ②既設みなし浄化槽の有効利用（雨水貯留槽など）に上限8万円の補助を行っている

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください